

お知らせ

住民税からも住宅ローン控除が受けられます！

平成19年の税源移譲に伴い所得税の税率が引き下げられたことにより、住宅ローン控除を受けている方（平成11年から18年までに入居された方）の中には、所得税額が住宅ローン控除可能額より少なくなる場合があります。

このような場合「住宅借入金等特別税額控除申告書」を平成20年3月17日までに役場または中村税務署に別途提出することにより、翌年度分の個人住民税から一定の金額が控除されます。

※平成20年1月1日現在の住所所在地の市町村長宛に提出します。

※年末調整をされている方も、控除申告書を提出する必要があります。（源泉徴収票の添付が必要です。）

○お問い合わせ

大方総合支所 税務課 住民税係

☎ 43-2816 (直通)

佐賀総合支所 総務課 税務係

☎ 55-3113 (直通)

公的年金などの確定申告 相談会のご案内

年金を受給されている方を対象に、確定申告書の記載や作成方法の相談会を次のとおり開催いたします。

申告期間中は、税務署や税務窓口は混雑が予想されますので、この機会をぜひご利用ください。

日程

◇2月8日(金)

役場佐賀総合支所1階 町民室

◇2月12日(火)・13日(水)

保健福祉センター2階

大ホール(大方庁舎前)

時間

午前9時30分～午前11時

午後1時～午後4時

*相談会には、次の書類などをご持参ください。

1、確定申告書用紙(郵送されていらない方は当日交付します。)

2、公的年金などの源泉徴収票、公的年金以外の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)

3、国民健康保険税の支払額のわかる書類、国民年金・国民年金基金の控除証明書

4、生命保険料、地震保険料の控除証明書

5、医療費控除の申告をされる方は、平成19年中に支払った医療費の領収書

6、印鑑、筆記具、計算用具、還付金振込口座の通帳など

なお「所得税の確定申告の手引き」や昨年の申告書控などを参考に、ご自分で申告書の作成ができる方は、優送での提出をお願いいたします。

また、確定申告は、国税電子申告、納税システム(通称イータックス)による提出もできます。詳しくは、国税庁ホームページをご利用ください。(http://www.nta.go.jp)

○お問い合わせ

中村税務署個人課税部門

☎ 35-2135

大方総合支所 税務課 住民税係

☎ 43-2816 (直通)

佐賀総合支所 総務課 税務係

☎ 55-3113 (直通)

中村税務署 「電話相談センター」

現在、税務署の代表電話番号(☎35-2135)にかけたら、自動音声案内により、国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」へ、税務署への個別のご用件は「税務署」へおつなぎしています。

「電話相談センター」では「面接相談」は行っていませんので、希望される方は中村税務署をご利用いただけますようお願いいたします。

なお、税務署での「面接相談」は従来「一般的な相談(一般相談)」と「実名・予約制(個別相談)*」により実施しておりましたが、「一般的な相談(一般相談)」については「電話相談センター」をご利用いただけますようお願いいたします。

○お問い合わせ

*実名・予約制(個別相談)とは

内容が申告または納税に直結しており、複雑で、書類などにより事実関係の確認が必要な個別相談について、納税

者の住所・氏名などを明らかにされたうえで、事前に電話にて予約をしていただき、面接による相談に対応させていただきます。

納税者の皆さまの待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うために昨年11月から実施しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

タックスアンサー(税金相談)のご活用を!

税の質問にコンピュータが24時間お答えします。

• インターネット(http://www.nta.go.jp/taxanswer)の利用が便利です。

• 電話やファクシミリを利用する場合に必要な「タックスアンサーコード表」は税務署の窓口で配付しています。

○お問い合わせ

中村税務署

☎ 35-2135 (代表)

